② 業務改善命令（イ 業務停止について、顧客等への周知を徹底すること、ロ 経営管理態勢・内部管理態勢のあり方について検証するとともに、責任の所在の明確化を図ること、ハ 役職員の法令遵守意識を高め、公正かつ適切な業務運営がなされるよう、必要な研修等を行うこと、ニ 上記を踏まえ、再発防止策を策定し、実施すること）

・ 外務員処分の内容

代表取締役　職務停止２年間
専務取締役　職務停止２年間
シニア・デリバティブ・コンサルタント　職務停止13週間

第９　今後の課題

証券監視委の使命は、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護を目指して市場監視を行うことにある。証券検査は、そのために証券監視委に与えられた重要な手段の１つであり、引き続き、取引の公正確保に重点を置いた、事後監視型行政が基本となることはいうまでもない。

ただし、近年の検査対象業者の範囲の拡大などを踏まえると、より木目の細かい検査対応がこれまで以上に必要となってきている。金商法を含めた累次の制度改革の結果、証券監視委の検査対象は、かつての、わずか数百社余りの証券会社から、今日、９千社以上もの、しかも、多種多様な業態を包含する、金融商品取引業者等へと大幅に増加している。グローバルに活動する大規模な業者とそうでない業者とでは、その活動が市場全体に与える影響は異なると考えられる。また、新たに規制対象となった業者とそうでない業者とでは、法令遵守態勢の整備状況にも差があると考えられる。したがって、同じ検査手法を一律に適用するのではなく、業態や業者ごとの規模やリスク特性を勘案した、いわゆるリスク・ベースの柔軟なアプローチが証券検査において重要となってきている。

その上で、近年の検査対象業者数の大幅な増加などを踏まえると、公益の確保や投資者保護を念頭に、内部管理態勢にも着目した検査を一層充実させていく必要がある。将来に向かって法令違反を持続的に抑制する、いわば賞味期限の長い検査が求められている。投資者保護等の実効性を確保する観点からは、単に法令違反行為の指摘を行うだけでなく、さらに進んで、法令違反を行わない、または行わせないような内部管理態勢が金融商品取引業者等において構築されているかを、その規模・特性を勘案しつつ、チェックすることも、事後監視型行政の重要な要素と考えられる。

こうした検査を支えるのは、ゲートキーパーとしての市場仲介者たる金融商品取引業者等の公共的な役割発揮に対する強い期待である。証券監視委には、ゲートキーパーとともに、市場に対する監視の幅と奥行きを拡げていくことが期待されている。そして、それは、対話を重視するベター・レギュレーションの考え方とも整合的である。

また、証券検査は、市場の動きに対してタイムリーかつ機敏に対応するとともに、顕在化しつつあるリスクに対しても将来に備えた機動的な対応を目指す必要がある。既に平成17年度の制度改正以来、証券監視委に与えられた権限は、取引の公正確保を超えるものとなってきているが、今般のグローバルな金融危機は、資本市場や金融商品取引業者に対する検査・監督のあり方に関し、一層の充実を迫るものとなっている。分別管理が確保されていたとしても、グローバルに活動する金融商品取引業者の破綻は、システミック・リスクを引き起こす可能性がある。さらに、今日の資本市場の機能発揮は、ＩＴシステムに深く依存するようになってきている。証券検査に対しては、金融商品取引業者における財務の健全性を含め、広くそのリスク管理態勢のあり方にも、十分に目配りする役割も期待されていると考えられる。

具体的には、近年の検査対象業者数の大幅な増加などを踏まえた、リスク・ベースの柔軟なアプローチ、内部管理態勢やリスク管理態勢にも着目する検査の充実を図るためには、監督部局との連携を強化することが必要である。検査先の業務や財務に関する情報を共有することにより検査先の状況を日頃から把握し、検査先の選定を行うとともに、内部管理態勢やリスク管理態勢に関する着眼点、問題点について絞り込みを行うことが重要である。

また、平成17年７月以降、金融庁検査局が行ってきた証券会社等の財務の健全性やリスク管理態勢を含む態勢面に係る検査に係る権限は証券監視委へ委任されている。こうした権限の委任を受け、証券監視委においては、これまでも証券検査を通じ、適切に市場に対する投資者の信頼の保持に努めてきているところであるが、特に、グローバルに活動する金融商品取引業者等については、グループ全体のリスク管理態勢を検証する必要がある。こうした観点からは、さらに深度あるリスク管理の検証を行うために、研修等を通じて人材の育成を図る必要がある。

（注１）「『事後チェック型の監督』とは、業務範囲、商品、サービス等に対する事前規制を極力排除するという意味であって、投資家保護等の実効性を確保するために証券会社の業務の適切性を予防的にチェックすることを排除するものではない。証券会社において適切な経営管理態勢、法令等遵守態勢、内部監査を含む内部管理態勢等が構築されているかを常日頃からチェックすることは当局の重要な役割であろう。」（金融庁『証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会：論点整理』（平成18年６月30日）参照）。

（注２） 内部管理態勢とは法令等遵守に係る管理態勢を指す。リスク管理態勢とは信用リスク、流動性リスク、市場リスク、システムリスク等に係る管理態勢を指す。

第４章　不公正取引及びディスクロージャーに関する調査等

第１　概説

相場操縦やインサイダー取引（以下「内部者取引」という。）、風説の流布や偽計といったいわゆる不公正取引は、市場の公正性・透明性を損ね、投資者を欺く行為である。

また、市場原理が働く公正な市場を実現するためには、情報が適正に開示されることが不可欠であり、ディスクロージャー制度は金融・資本市場を支える最も基本的な制度である。

証券監視委では、金融商品・取引の複雑化・多様化・グローバル化といった環境変化に対応し、機動性・戦略性の高い市場監視を実現するために、課徴金制度の特性を活かした迅速・効率的な調査を行うとともに、悪質な事案に対しては、犯則事件の調査を実施し刑事告発を行うことにより、金融・資本市場に対する投資者を含めた市場参加者の信頼を保持し、金融商品・取引の公正確保に努めている。

平成17年４月から導入されている課徴金制度は、法令違反行為に対して審判手続という裁判に似た手続きを経て、行政処分として課徴金を課すものであり、刑事裁判に比べれば立証の程度が少なくて済む。

課徴金調査については、このような課徴金制度の特色を活かして迅速・効率的な調査に努めたところであり、課徴金制度の一層の活用を図った。その結果、平成20事務年度においては、不公正取引について、内部者取引事案18件、相場操縦事案２件の合計20件の課徴金納付命令の発出を求める勧告を行った（平成19事務年度は21件）。また、開示書類の虚偽記載については12件の課徴金納付命令勧告を行った（平成19事務年度は10件）。このうち、平成20年12月に勧告したトリニティ工業株式会社株券に係る相場操縦事案については相場操縦に係る初の課徴金納付命令勧告を行ったものである。

犯則事件の調査については、発行市場・流通市場全体に目を向けた包括的かつ機動的な市場監視やグローバル化への対応等に取り組んだ結果、平成20事務年度において、相場変動目的暴行・脅迫事案２件、クロスボーダー事案１件を含む内部者取引事案７件、虚偽有価証券報告書等提出事案４件の合計13件の告発を行った（平成19事務年度は10件）。

また、平成20年６月６日に成立し、同年12月12日から施行された「金融商品取引法等の一部を改正する法律」において、発行開示書類の不提出、継続開示書類の不提出、公開買付開始公告の不実施等、大量保有報告書等の不提出等、「特定投資家向け有価証券」に係る「特定証券情報」等の虚偽等、相場操縦行為として金商法第159条で禁止している行為のうち、仮装・馴合売買及び違法な安定操作取引を新たに課徴金の対象とすること、課徴金額水準の引上げ、課徴金の加減算制度の導入など課徴金制度の見直しがなされた。証券監視委としては、引き続き課徴金制度の特性を活かした迅速・効率的な調査の実施に努めるとともに、課徴金制度の見直しに適切に対応していくこととしている。

課徴金調査については課徴金・開示検査課が、犯則事件の調査については特別調査課がそれぞれ所掌しているが、日常的な市場監視や情報の収集・分析等を行う市場分析審査課、金融商品取引業者等に対する検査を行う証券検査課も含め、証券監視委事務局各課が持つ機能を戦略的に活用し、迅速かつ効率的な市場監視に努めているところである。